4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　令和４年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、Ｒ５国道15号品川駅西口基盤整備建築基本設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、Ｒ５国道15号品川駅西口基盤整備建築基本設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、Ｒ５国道15号品川駅西口基盤整備建築基本設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、Ｒ５国道15号品川駅西口基盤整備建築基本設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「Ｒ５国道15号品川駅西口基盤整備建築基本設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和５年７月21日付け分任支出負担行為担当官　関東地方整備局東京国道事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

名寄⑸宿舎等新設建築その他工事（１工区）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和５年７月21日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長　宮崎　　順

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

1　工事名　名寄⑸宿舎等新設建築その他工事（１工区）

2　工事場所　北海道名寄市

3　工事概要　本工事の概要は以下のとおり。

【名寄市】

①　宿舎新設

建築工事、付帯電気設備工事、機械設備工事及び通信工事

構造：鉄筋コンクリート造５階建

規模：延べ面積　約5,900㎡

土木工事

宿舎新設に伴う付帯土木工事

給水工事、汚水排水工事、雨水排水工事、撤去工事、仮設工事　一式

②　ポンプ室新設

建築工事、付帯電気設備工事及び機械設備工事

構造：鉄筋コンクリート造平屋建

規模：延べ面積　約60㎡

③　プロパン庫新設

建築工事及び付帯機械設備工事

構造：鉄筋コンクリート造平屋建

規模：延べ面積　約40㎡

④　自転車置場新設

建築工事

構造：鉄骨造平屋建

規模：延べ面積　約50㎡

⑤　自転車置場新設

建築工事

構造：鉄骨造平屋建

規模：延べ面積　約30㎡

⑥　ゴミ置き場新設（４棟）

建築工事

構造：鉄骨造平屋建

規模：延べ面積　約10㎡

⑦　電波障害調査（中間・事後）

⑧　テレビ電波障害防除設備工事一式

⑨　詳細図等作成業務（テレビ電波障害防除設備工事）　一式

4　工期　令和８年２月27日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　入札公告日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

⑵　交付場所　〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　北海道防衛局総務部契約課　電話011―272―7513　ＦＡＸ011―280―0351

E-mail　keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出期限等

⑴　提出期間　入札公告日から令和５年８月25日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。最終日は正午まで。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和５・６年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ　共同企業体協定書の写し。

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和５年７月21日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和５年７月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。